

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年7月3日
【会社名】	株式会社サガミチェーン
【英訳名】	SAGAMI CHAIN CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊 藤 修 二
【本店の所在の場所】	名古屋市守山区森孝一丁目1709番地
【電話番号】	052 (771) 2126
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 管理担当 長 谷 川 喜 昭
【最寄りの連絡場所】	名古屋市守山区森孝一丁目1709番地
【電話番号】	052 (771) 2126
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 管理担当 長 谷 川 喜 昭
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、平成30年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金5円 総額132,429,580円

ロ 効力発生日

平成30年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

- (1) 当社は、平成30年10月1日を目途に、当社が営む飲食事業等を当社の子会社に簡易吸収分割により承継し、持株会社体制に移行する予定です。つきましては、当該持株会社化後の経営体制および事業運営を見据え、現行定款第1条(商号)を現「株式会社サガミチェーン」から「株式会社サガミホールディングス」に変更すると共に、第2条(目的)を変更するものです。
- (2) 将来の機動的な資本政策のため、現行定款第6条(発行可能株式総数)を変更するものです。
- (3) 株主総会および取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第14条(招集権者および議長)および第23条(取締役会の招集権者および議長)を変更するものです。
- (4) 改正会社法が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、現行定款第27条第2項(取締役の責任免除)および第35条第2項(監査役の責任免除)に所要の変更を行うものです。

本議案に係る定款変更は、いずれも平成30年10月1日をもって効力が発生するものといたします。

第3号議案 取締役9名選任の件

鎌田敏行、伊藤修二、伊垣政利、大西尚真、長谷川喜昭、鷲津年春、千住憲夫、遠藤良治、川瀬千賀子の各氏を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

村上貴子氏を社外監査役に選任するものです。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

森田雅也氏を補欠の社外監査役に選任するものです。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	153,421	10,855	0	(注) 1	可決 92.1
第2号議案 定款一部変更の件	136,052	28,224	0	(注) 2	可決 81.7
第3号議案 取締役9名選任の件					
鎌田 敏行	151,249	13,027	0	(注) 3	可決 90.8
伊藤 修二	151,563	12,713	0		可決 91.0
伊垣 政利	152,937	11,339	0		可決 91.8
大西 尚真	163,064	1,212	0		可決 97.9
長谷川喜昭	152,997	11,279	0		可決 91.8
鷲津 年春	163,030	1,246	0		可決 97.9
千住 憲夫	151,719	12,557	0		可決 91.1
遠藤 良治	152,567	11,709	0		可決 91.6
川瀬 千賀子	162,799	1,477	0		可決 97.7
第4号議案 監査役1名選任の件					
村上 貴子	162,903	1,363	0	(注) 3	可決 97.8
第5号議案 補欠監査役1名選任 の件					
森田 雅也	155,767	8,499	0	(注) 3	可決 93.5

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。